

(写)

龍ヶ崎市自転車の安全な利用に関する条例をここに公布する。

令和元年12月18日

龍ヶ崎市長 中山 一生

龍ヶ崎市条例第25号

龍ヶ崎市自転車の安全な利用に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、自転車の安全な利用に関し、市、自転車を利用する者（以下「自転車利用者」という。）、関係団体等の責務を明らかにし、それぞれが連携した取組により自転車の利用に関する交通事故（以下「自転車事故」という。）を未然に防止し、自転車交通の快適で秩序ある環境の形成を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自転車 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。
- (2) 市民等 市内に居住し、又は滞在する者をいう。
- (3) 保護者 未成年者を現に監護する者をいう。
- (4) 事業者 市内において事業活動を行う者をいう。
- (5) 関係団体 交通安全に関する活動を行う団体をいう。
- (6) 自転車損害賠償責任保険等 自転車の利用によって他人の生命又は身体が害された場合における損害賠償を保障することができる保険又は共済をいう。
- (7) 学校 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいう。

(市の責務)

第3条 市は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる取組を実施するものとする。

- (1) 市民等への自転車の安全利用に関する啓発
- (2) 児童又は生徒への自転車の安全な利用に関する教育
- (3) 自転車利用者への定期的な自転車の点検整備及び自転車損害賠償責任保険等への加入の促進に関する啓発
- (4) 自転車の安全な利用のための道路及び交通安全施設の整備

(自転車利用者の責務)

第4条 自転車利用者は、自転車の利用に際し、道路交通法その他の法令を遵守しなければならない。

2 自転車利用者（自転車利用者が未成年者の場合はその保護者）は、利用する自転車の定期的な点検整備を行うよう努めるとともに、自転車損害賠償責任保険等に参加するよう努めなければならない。

（保護者の責務）

第5条 保護者は、その監護する未成年者が自転車を安全に利用するために必要な教育を行うよう努めなければならない。

2 保護者は、その監護する未成年者に対して、反射材、乗車用ヘルメットその他の自転車事故を防止し、又は自転車事故の被害を軽減するための器具を利用させるよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、通勤その他事業活動に自転車を利用する従業員に対し、自転車の安全な利用に関する教育、啓発及び指導に努めるとともに、自転車で通勤する従業員に対しては、自転車損害賠償責任保険等の加入に関する情報を提供するよう努めるものとする。

2 事業者は、事業活動において従業員に自転車を利用させるときは、当該自転車について、定期的な点検整備を行うとともに、自転車損害賠償責任保険等に参加するよう努めなければならない。

3 自転車の貸出しを業とする事業者は、当該貸し出す自転車について、定期的な点検整備を行うとともに、自転車損害賠償責任保険等に参加するよう努めなければならない。

（自転車小売業者等の責務）

第7条 自転車小売業者は、自転車を販売する際には、当該購入者に対し、第4条及び第5条に規定する責務を周知するとともに、自転車損害賠償責任保険等の情報の提供に努めるものとする。

（関係団体の責務）

第8条 関係団体は、自転車の安全な利用に関する市民の理解を深めるため、自転車の安全な利用の促進に関する取組を積極的に行うよう努めなければならない。

2 関係団体は、市が行う自転車の安全な利用の促進に関する取組に協力するよう努めなければならない。

（学校長の責務）

第9条 小学校及び中学校（龍ヶ崎市立学校設置条例（昭和39年龍ヶ崎市条例第29号）に規定する小学校及び中学校をいう。）の長は、

児童又は生徒に対し、自転車の安全な利用に関する教育、啓発及び指導を行わなければならない。

- 2 市内の小学校及び中学校（前項に規定するものを除く。）並びに高等学校及び大学の長は、その児童、生徒又は学生に対し、自転車の安全な利用に関する教育、啓発及び指導に努めなければならない。
- 3 市内の学校の長は、市が行う自転車の安全な利用の促進に関する取組に協力するよう努めるものとする。

（推進員）

第10条 市長は、この条例の普及及び自転車の安全な利用を推進するため、自転車安全利用推進員（以下「推進員」という。）を委嘱し、又は任命することができる。

- 2 推進員は、自転車の安全な利用に関する啓発を行うとともに、自転車利用者に対し、必要な指導や助言を行うことができる。

（委任）

第11条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。